

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 6月6日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉平均出力領域モニタ記録計及び原子炉出力中間領域モニタ記録計の記録用紙の種類の間違いが認められたため、正規の記録用紙に交換及び対応検討	D	
2	1号機	過渡現象記録装置の設備更新における試験時、画面に表示不良が認められたため、当該装置のプログラムを修正	D	
3	1号機	主タービン湿分分離器ドレンタンク（D）ドレン水位調節弁において、弁棒ゴムカバーの破損が認められたため、当該部を修理	D	
4	1号機	原子炉給水配管ドレン弁（A・B系）において、シートパス（A系：芯1本程度 B系：1滴/5秒）が認められたため、当該弁を点検・修理	C	
5	2号機	プロセス計算機のプリンタの印字において、印字不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	2号機	残留熱除去系ポンプ（D）入口配管ドレンラインの原子炉圧力抑制室コンクリート壁貫通部において、ラバーブーツの外れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	2号機	残留熱除去系ポンプ（B）メカニカルシール水冷却器の冷却水配管において、保温材の一部に破損が認められたため、当該保温材を交換	D	
8	4号機	原子炉給水ポンプ（A）駆動用タービン回転計（ST54-1A）において、油にじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	4号機	制御棒定例動作確認試験において、制御棒（18-27）の1ノッチ引き抜き操作時、ラッチ機構に動作不良が認められたため、対応検討	C	
10	4号機	制御棒定例動作確認試験において、制御棒（34-35）の1ノッチ挿入時、ラッチ機構に動作不良が認められたため、対応検討	C	
11	5号機	主復水器細管洗浄装置（A2）ポール循環ポンプの吐出圧力計において、取り出し配管のフランジ部より、リークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	5号機	水質管理用試料採取盤の流量指示積算計（3台）において、積算計指示値の動作不良が認められたため、当該積算計を点検・修理	D	
13	5号機	タービン建屋地下1階床面（給水加熱器ドレンポンプ（A）出口配管下部付近）において、塗装面の膨れ及び一部亀裂部から水のにじみが認められたため、対応検討	C	
14	6号機	水質管理用試料採取盤の流量指示積算計（6台）において、積算計指示値の動作不良が認められたため、当該積算計を点検・修理	C	12月6日再審議にて グレード変更 D → C
15	集中環境施設	高温焼却炉設備室素製造装置空気圧縮機の冷却水配管ユニオン継手部において、水のリーク（1滴/10秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	集中環境施設	補助ボイラー（C）のストブロー（1C）実施時、ストブローアのグラウンド部よりリーク（1滴/秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	その他	水処理前処理設備加圧用空気圧縮機（A）用電動機の点検時、軸径寸法（ジャーナル部）の管理値外れが認められたため、当該軸を修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで